

新型コロナウイルスの影響を受けた林業者・木材産業者への金融支援

新型コロナウイルス感染症に係る林業者・木材産業者への金融支援について、日本政策金融公庫や道などの支援制度を一覧にまとめましたので、お知らせいたします。

なお、農林水産省、経済産業省や道経済部のHPにも情報が掲載されていますので、ご活用ください。

| | 林業者等(※) 向け | 木材産業者 向け |
|--------|--|---|
| 融 資 | <p>(株)日本政策金融公庫(農林)</p> <p>○農林漁業セーフティネット資金(経営に著しい影響のおそれある者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 1,200万円 (特認)年間経営費の12/12 ・融資期間 15年(据置3年)以内 ・実質無利子(林業施設整備等利子助成事業 最大2%、借入当初最長10年間) ・実質無担保 <p>電話 0120-154-505 他</p> | <p>(株)日本政策金融公庫(中小企業)</p> <p>○新型コロナウイルス感染症特別貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 中小企業6億円 ※小規模事業者8,000万円 ・融資期間 20年(据置5年)以内 ・基準金利の▲0.5%・当初3年間 ・無担保 <p>○セーフティネット貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 中小企業7.2億円 ※小規模事業者4,800万円 ・融資期間 設備15年・運転8年(据置3年)以内 <p>※常時使用する従業員が20名以下の企業</p> <p>電話 0120-154-505、0120-327-790 他</p> |
| | <p>※「林業者等」とは、農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占めているもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては、1,000万円以上)であるものなどをいう。</p> | <p>北海道</p> <p>○北海道中小企業総合振興資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 2億円 ・融資期間 10年(据置3年)以内 ・金利 固定1.0-1.2%、変動1.0% <p>電話 011-204-5346(経済部中小企業課) 他 振興局商工労働観光課</p> |
| 保 証 | <p>(独)農林漁業信用基金(林業)</p> <p>○林業・木材産業災害復旧対策保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証額 8,000万円(保証率80%または100%。保証要件によって異なる) ・保証期間 運転資金5年、設備資金15年(据置2年)以内 ・保証料 最大5年分免除 <p>電話 03-3294-5585~86 または取引金融機関</p> | <p>北海道信用保証協会</p> <p>○セーフティネット保証(4、5号)、危機関連保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証額別枠2.8億円(保証率80-100%) ・素材、製材、単板、チップ、合板などの製造・卸が対象。 <p>電話 011-241-5554</p> |

(参考になるホームページ)

農林水産省 : https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html#jigyomokuteki

経済産業省 : <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

北海道経済部 : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/contactinformation.htm>